
新清掃センター整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

令和4年2月9日

敦賀市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	26	第7章	4	(1)	提案書	「提案書は…様式集の順番で1冊にまとめ」とありますが別紙については、各様式の次のページに挿入することよろしいでしょうか。	別紙は、各様式の次のページに挿入してください。
2	27	第7章	4	(2)	施設計画図書	各ページの下中央に通し番号をふることにありますが、A3ページについてはA4ページに織込むと見えなくなるため、極力中央よりでかつ織り込んだ際に見やすい位置とすることよろしいでしょうか。	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
焼却施設							
1	47	第2章	第1節	1.6	地震及び災害対策	「プラント設備は、火力発電の耐震設計規定（指針）によるものとするが、架構で支持される機器（炉体、ボイラ、エコノマイザ鉄骨）は建築基準法によるものとし、一次設計、二次設計を行うこと。二次設計では水平保有耐力の確認までを実施すること。その際の重要度係数は1.25を採用すること。」とありますが、機器（炉体、ボイラ、エコノマイザ鉄骨、その他機器等）を支持している炉架構を建築基準法により設計するとの理解で、炉架構で支持している機器は炉架構を設計するために積載荷重としてインプットするとの理解よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	57	第2章	第2節	2.2.7	薬剤噴霧装置	防虫用の薬剤噴霧装置について、噴霧場所が限定される固定式ではなく、運用面で柔軟性がある可搬式噴霧装置の採用は可能でしょうか。	提案を可とします。
3	101	第2章	第7節	7.5	誘引送風機	県への届出では想定される最大排出ガス量で届出を行う必要がありますが、誘引送風機設計点である高質ごみ時ガス量×130%の風量（余裕率30%以上）とすると、環境影響評価書の排ガス量を超過すると考えます。つきましては、余裕率は30%以上にて検討を進めさせて頂いてもよいか、届出時の対応方法などを含めてご教示をお願い申し上げます。	要求水準書のとおりとします。
4	107	第2章	第8節	8.2	灰押出装置	水槽下部の水抜き弁に関し、槽内の水抜きは炉の点検時に実施します。操炉中については、炉内とのシールが切れないよう、オーバーフローさせることで水の入れ替えを実施します。よって自動運転を行いませんので、当該抜き出し弁は手動式とさせて頂くことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
5	174	第3章	第3節	3.2	駐車場工事	本施設運営のための人員が使用する駐車場は無償で使用させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	205	第2章	第2節	2.9	施設運転中の計測管理	第1回質問回答No. 184で、生活排水の放流が測定対象とのご回答がありますが、生活排水は合併浄化槽にて処理後放流となりますので、浄化槽法の測定項目及び管理基準が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	法律、条例等を踏まえ、事業者提案とします。
リサイクル施設							
7	3	第1章	第1節	1.6	1) 全体計画	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の第1部第2章第1節全体計画（P6）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは第2部第1章第1節1.1全体計画（P15）でしょうか。	要求水準書（焼却施設）全体を通して、当該事項に関連している箇所が該当箇所になります。
8	3	第1章	第1節	1.6	2) 工事計画	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の該当箇所をご教示ください。	No. 10を参照してください。
9	15	第1章	第3節	-	施設機能の確保	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の第2部第1章第3節施設施工（P21）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10を参照してください。
10	22	第1章	第7節	-	保証事項及び契約不適合責任	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の第2部第1章第7節契約不適合責任（P33）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10を参照してください。

11	27	第1章	第12節	-	その他	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の該当箇所をご教示ください。	No. 10を参照してください。
12	68	第2章	第10節	10.5	その他	「（焼却施設）を参照のこと。」とありますが、焼却施設の該当箇所をご教示ください。	No. 10を参照してください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	第16号-6-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	「③地域の人材活用（地元雇用）」について建設・設計業務中の欄には斜線が引かれておりますところ、試運転時に地元雇用が発生することが考えられるため当該費用についても地域貢献の金額として計上してよろしいでしょうか。	試運転時の地元雇用に係る費用については、地域貢献の金額として計上しないこととします。